

実習実施者名	代表者名	所在地	改善命令を行った 技能実習計画の認 定番号	処分理由	処分年月日
三菱自動車工業株式会社	益子 修	東京都港区芝5丁目33番8号	認1704019156	技能実習計画どおりに必須業務である半自動溶接作業を行わせていなかったものであるが、技能実習計画に基づく必須業務を実施する改善の見込みがあり、必須業務の実施の改善及び実習実施者における技能実習の適正な実施を確保する必要があるため、技能実習法第15条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。	平成31年1月25日
株式会社さわ	森永 良二	徳島県徳島市東沖洲一丁目1番地5		技能実習の期間を通じた業務の構成が、技能実習の目標に照らして適切なものではなく、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認められることから、技能実習法第15条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。	令和元年9月6日
株式会社日立製作所	東原 敏昭	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号		認定計画に従って技能実習を行わせておらず、技能実習の適正な実施を確保するために必要があると認められることから、技能実習法第15条第1項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。	令和元年9月6日